

大村市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月

大村市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・	3

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づくと共に、第四期大村市教育振興基本計画に掲げられた「子ども一人ひとりの個性や可能性を最大限に引き出し、安心して学び育つことのできる教育環境の実現」を目指す理念のもと、教育職員がその能力を十分に発揮できるよう、業務量の適正な管理と心身の健康の確保を図ることを目的として策定するものである。

教育職員は、子どもたちの健やかな成長と学びの支援に不可欠な存在である。一方、多様かつ複雑な業務を担っており、その業務過多は、心身の負担や労働環境の悪化を招くおそれがあり、これによって教育の質が低下することがあってはならない。

そこで、本計画は、教育委員会、学校及び関係機関が連携し、教育職員の業務量の実態把握と効率化、健康管理の徹底を通じて、働きやすく、働きがいのある職場環境の整備を推進するとともに、持続可能な教育体制の確立に寄与することを目指すものである。

(2) 本市の現状

本市では、第三期大村市教育振興基本計画（令和2～6年度）において、教育職員が本来力を注ぐべき授業や授業研究の時間を確保できるよう、校務をスリム化すべく、統合型校務支援システムを活用して文書処理等の時間を縮減したり、在校時間を管理してその縮減を図ったりするなど、教育職員の働き方改革実現に向けた取組を推進してきた。

こうした取組の結果、令和6年度の本市教育職員の時間外在校等時間の状況は以下のとおりであった。

【令和6年度 教諭等*の時間外在校時間の状況】 ※（ ）内は令和5年度

	年平均	月 45 時間以上 80 時間未満	月 80 時間以上
小学校	302 時間 20 分 (316 時間 34 分)	7.6% (9.5%)	0.0% (0.0%)
中学校	450 時間 14 分 (475 時間 39 分)	28.3% (30.1%)	2.1% (4.7%)

*本調査における教諭等：主幹教諭・指導教諭・教諭

時間外在校等時間が45時間を超える割合は、小学校に比べ、部活動のある中学校が多い状況にある。また、月80時間を上回る者が依然として見られ、その多くは副校長・教頭であることから、特に副校長・教頭の業務負担の見直しが喫緊の課題と言える。

2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

・令和11年度までに、1か月45時間超、1年間360時間超0%を目指す。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

・年間の年次有給休暇の平均取得日数を17日以上にする。

【R5：教育職員全体16日、副校長・教頭9.4日】

・ストレスチェックの高ストレス者の割合を5%まで減少させる。【R6：8.4%】

・ストレスチェックにおける健康リスクの値を70%以下とする。【R6：75.2%】

（※全国の健康リスク値を100と見た場合の割合）

・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

○ 令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各学校区の実情を踏まえつつ、保護者・地域住民に対し、児童生徒が学校に登校する時間の通学路の見守り活動等について協力を依頼する。

イ 児童生徒が補導された時の対応

- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

ウ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- ・すでに公会計化している学校給食費を除く学校徴収金について、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入を検討する。

エ 保護者等からの過剰な苦情や不当要求等、学校では対応が困難な事案への対応

- ・苦情等に対応する相談窓口を「教育相談室」に一本化するとともに、状況に応じて学校がスクールアドバイザー等の専門家を活用できる環境を整備することにより、学校が教育委員会・関係機関と協力しながら当該苦情等に対応できる体制を構築する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

ア 調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市教委から学校に発出する調査の回答に係る事務負担を軽減する。

イ 学校ウェブサイトの作成・管理

- ・当該業務を学校において行う場合は、本市が雇用する ICT 支援員を積極的に活用する。

ウ 体育館等の施設設備の管理

- ・体育館等の地域開放施設の運用業務については、「学校施設予約システム」等の導入により、学校の負担軽減を促進する。

エ 校舎の開錠・施錠

- ・校舎の開錠・施錠について、副校長・教頭に固定せず、役割分担等の見直しを促進する。

オ 部活動

- ・令和8年度から、原則として、休日における中学校部活動の地域展開を実現するとともに、必要な部活動指導員の確保と配置を進める。なお、平日の部活動については、国が示すガイドラインに則り、活動時間等の適正化を図る。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 授業準備、学習評価や成績処理

- ・校務支援システムや AI 型ドリルを中心とした学習支援サービスを活用することにより、授業準備や家庭学習、成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ・教頭の担当授業時数の軽減を図る。

イ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・生徒指導等については、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールアドバイザー等の参加を促し、専門的な知見を活用した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を年2回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働

- し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。
- ・医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員及び医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を継続する。

(2) 学校における措置の推進

- 以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。
 - ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
 - ・当初の目的が形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃活動の見直し、放課後の活動を勤務時間内に設定するなど、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員については、教職員の申出を受けて、遅滞なく医師による面接指導を実施する。
- ・終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休息时间）の確保に取り組む。
- ・すべての小中学校においてストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・年次有給休暇については、まとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して働きかけを行う。
- ・学校における定時退校日を週1回以上設定するよう推進するとともに、長期休業等の期間中に学校閉庁期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、教育委員会定例会等において報告することとする。
- ・児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保について、関係部局や関係機関とともに取り組む。
- ・教頭のPTA業務に関する負担軽減について、保護者やスクールサポートスタッフ、関係団体が担えるものは、積極的に委ねていくこととする。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中に速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校に本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会等における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・コミュニティ・スクールについて、学校や地域の特色を生かし、学校経営に保護者・地域住民などが参画する体制をつくり、多様な方法で参加・支援することにより、教育力の向上が図られるよう啓発に取り組む。